

官報号外

平成二十六年十一月六日

○第一百八十七回 衆議院会議録 第十一号

平成二十六年十一月六日(木曜日)

議事日程 第六号

平成二十六年十一月六日

正午開議

第一 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金

の提供等の処罰に関する法律の一部を改

正する法律案(第百八十三回国会、内閣

提出)

第二 国と地方公共団体との関係の抜本的な改
革の推進に関する法律案(馬淵澄夫君外

七名提出)

第三 まち・ひと・しごと創生法案(内閣提出)

第四 地域再生法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

第五 犯罪による収益の移転防止に関する法律

案(内閣提出)

第六 地域再生法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

第七 犯罪による収益の移転防止に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 國際連合安全保障理事会決議第千二百六
十七号等を踏まえ我が国が実施する国際

テロリストの財産の凍結等に関する特別措

置法案(内閣提出)

第九 サイバーセキュリティ基本法案(第百八

十六回国会、本院提出)(参議院送付)

第十 平成二十六年十一月六日(木曜日)

○本日の会議に付した案件

○本日の会議に付した案件

日程第一 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改

正する法律案(第百八十三回国会、内閣提出)

日程第二 国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案(馬淵澄夫君外

七名提出)

日程第三 まち・ひと・しごと創生法案(内閣

提出)

日程第四 地域再生法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第五 犯罪による収益の移転防止に関する法律案(内閣提出)

日程第六 國際連合安全保障理事会決議第千二
百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際

テロリストの財産の凍結等に関する特別措

置法案(内閣提出)

日程第七 サイバーセキュリティ基本法案(第

一百八十六回国会、本院提出)(参議院送付)

日程第八 サイバーセキュリティ基本法案(第

一百八十六回国会、本院提出)(参議院送付)

日程第九 サイバーセキュリティ基本法案(第

一百八十六回国会、本院提出)(参議院送付)

日程第十 平成二十六年十一月六日(木曜日)

午後零時二分開議
○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改

正する法律案(第百八十三回国会、内閣提出)

閣提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、公衆等脅

迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に

関する法律の一部を改正する法律案を議題といた

します。

委員長の報告を求めます。法務委員長奥野信亮

君。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供

等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔奥野信亮君登壇〕

○奥野信亮君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、法務委員会における審査の経過及

び結果を御報告申し上げます。

本案は、テロリストに対する資金その他の利益

の供与を防止するための措置を適切に実施するた

め、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金以外の利益を提供する行為について

て処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的

の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとするとする者に対する資金等を提供する行為等についての処罰規定を整備しようとするとするもの

であります。

本案は、第百八十三回国会に提出され、今国会

まで継続審査に付されていたものであります、

さきの第百八十六回国会の本年六月六日提案理由

の説明を聴取し、十一日質疑を行いました。

今国会では、去る十月二十九日提案理由の説明

案に対し、民主党・無所属クラブから、公衆等脅

迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の罪の主体を限定すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、参考人から意見

を聴取し、原案及び修正案を一括して質疑を行

い、同日質疑を終局いたしました。

十一月四日、討論を行い、採決した結果、修正案は賛成少數をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。したがつて、本

案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

求めます。

○議長(伊吹文明君) 起立多數。したがつて、本

案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

求めます。

○議長(伊吹文明君) 起立多數。したがつて、本

案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

求めます。

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第一及び日程第

三、日程第四に移ります。

日程第一、馬淵澄夫君外七名提出、國と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案、日程第三、内閣提出、まち・ひと・しごと創生法案、日程第四、地域再生法の一部を改正する法律案、以上三件を一括して議題としたします。

委員長の報告を求めます。地方創生に関する特別委員長鳩山邦夫君。

○鳩山邦夫君　まち・ひと・しごと創生法案及び同報告書

○地域再生法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鳩山邦夫君登壇〕

官報 (号外)

○鳩山邦夫君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出のまち・ひと・しごと創生法案は、我が国における急速な少子高齢化の進展的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくためには、まち・ひと・しごと創生が重要となつていて、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするものであります。

次に、内閣提出の地域再生法の一部を改正する

法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加等を行おうとするものであります。

次に、馬淵澄夫君外七名提出の國と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案は、國と地方公共団体との関係の抜本的な改革を推進するため、当該改革に関する基本理念、道州制の導入を含めた國と地方公共団体との役割分担の抜本的な見直し等の総合的な推進、一括交付金の交付に関する制度の導入の推進等について定めるものであります。

内閣提出の両法律案は、去る十月十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日石破国務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十五日から質疑に入りました。

二十二日には徳島県において地方公聴会を開催し、三十日には参考人からの意見聴取を行い、三十一日には安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

十一月四日には馬淵澄夫君外七名提出の法律案が本委員会に付託され、昨五日、提出者馬淵澄夫君から提案理由の説明を聴取した後、各法律案を一括して質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、内閣提出の両法律案に対してそれぞれ次世代の党提案による修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、各法律案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、馬淵澄夫君外七名提出の法律案については賛成少数をもつて否決すべきものと決しました。

政府案に盛り込まれたまち・ひと・しごと創生

法律案については、次世代の党提案に係る両修正案は賛成多数をもつて否決され、両法律案はいずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　それでは、討論の通告がありますので、順次これを行います。まず最初に、篠原孝君。

〔篠原孝君登壇〕

○篠原孝君　私は、民主党・無所属クラブを代表して、民主党・無所属クラブ、維新の党、みんなの党、生活の党提出の國と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案に賛成し、政府提出のまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案に反対する立場で討論を行います。（拍手）

今、日本の地方は、若年層の東京圏流出等に伴い、急激に高齢化してきました。そして、中山間地域を中心、住民の半分が六十五歳以上を占め、限界集落がふえていました。さらに、若年女性人口の減少により、多くの地方の市町村の消滅すらまことにやかに論じられるなど、危機的な状況にあります。これまで、地方活性化の政策が進められてきましたが、地方の衰退をとめることはできませんでした。

地方再生は国の重要な課題であることは誰もが認めることですが、今回政府が提出した法案であります。これまでの政府の地域再生策を総括しているのか、そして眞の地域再生につながるものなのか、甚だ疑問を持たざるを得ません。

まち・ひと・しごと創生法案に反対する第一の理由は、具体策の欠如です。

政府案では、国が、まち・ひと・しごと創生本部が総合戦略を決定し、都道府県や市町村は、国の総合戦略を勘案して地方版の総合戦略を策定することが努力義務となっています。しかし、これでは、国の総合戦略を横目で見ながら地方版の総合戦略を策定するということで、実質的に地方は国の枠にはめられるわけで、どこまでも国主導の政策になりかねません。

一方、野党四会派提出の国・地方関係抜本改革推進法案は、自公政権によつて廃止された一括交付金を改良してリニューアルさせるものであり、この一括交付金の復活を皮切りに、道州制の導入を含めた國と地方公共団体との関係の抜本的な見直しを図ることによってこそ、地方は再生へと動き出すのです。

その土地で生まれ、育ち、日々その土地で暮らせをしている地域住民の皆様の真摯な思いに応え、地方の知恵とアイデアを引き出し、地域資源を生かし、地域の持てる力を最大限に發揮させるための具体策として、時計の針を再び力強く前に進めるための第一歩となります。

なお、地域再生法の一部を改正する法律案は、まち・ひと・しごと創生法案と一体のものとなしていることを鑑みて、反対いたしました。

分権改革なくして地方再生なし。最後に強くこのことを申し上げ、私の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長伊吹文明君 次に、三宅博君。

〔三宅博君登壇〕

○三宅博君 次世代の党の三宅博です。

私は、次世代の党を代表して、政府提出のまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案に賛成、民主党など四会派提出の国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案について反対の立場から討論を行います。(拍手)

地方の活性化なくして日本の将来はありません。この一点において、ここにおられる議員各位皆様と想いをともにしていると思います。問題は、その方策です。

政府提出のまち・ひと・しごと創生法案は、その趣旨には賛成できるものの、地方創生に係る具体的な施策について全く規定がなく、不十分であると言わざるを得ません。

そこで、次世代の党としては、この法案に魂を入れるために、修正案を提案いたしました。その一丁目一番地が道州制の導入です。しかし、次世代の党の修正案は、昨日、残念ながら否決されました。

一方、自民党の谷垣幹事長の申し出により、昨日朝、我が党の山田幹事長との会談が行われました。

自民党は、平成二十四年の衆議院選挙の公約において、道州制導入を目指します、平成二十五年の参議院選挙の公約においても、地方分権を進めるとともに、道州制の導入を目指しますと明記しており、昨日朝の幹事長会談では、自民党公党の、しかも幹事長同士の約束は、極めて重いものです。

そして、私たち次世代の党は、地方活性化のために必要な抜本的な改革を断固推進する政党です。

幹事長会談において自民党幹事長から、道州制実現に向けてさらなる努力をするとの方針を確認できましたことを一步前進であると評価し、政府提出の両案に賛成することにいたしました。

今後、両党幹事長の合意のもと、自民党が公約に盛り込んだ今任期での道州制関連法案の成立に向か、自民党が本当に責任ある行動をとることができるのかどうか、次世代の党はその動向を厳しく注視していく所存です。

なお、四会派提出の法律案につきましては、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革について規定しておりますが、この点については大いに評価しておりますが、一方で、市町村にとって必ずしも使い勝手のよくない一括交付金制度の復活を推進するものであることから、情においては忍びない思

いがありますが、心を鬼にして反対するものあります。

以上をもって、私の討論とさせていただきま

す。ありがとうございました。(拍手)

○議長伊吹文明君 それでは、坂本祐之輔君。

〔坂本祐之輔君登壇〕 維新の党の坂本祐之輔でござります。

私は、維新の党を代表いたしまして、政府提案

のまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一

部を改正する法律案につきまして反対の立場か

ら、また、民主党、維新の党、みんなの党及び生

活の党共同提案の国と地方公共団体との関係の抜

本的な改革の推進に関する法律案につきまして賛

成の立場から討論いたします。(拍手)

地方経済の疲弊、少子高齢化など地方の抱える

課題が山積している中で、地方創生を重要政策と

して取り組む政府の姿勢に対しましては、一定の

評価をするものであります。しかし、地方創生といふ目的は同じでも、その手段が我々とは全く異なるものであります。

我々の目指す地方創生は、地方分権がセットであります。

長を十六年間務めまいましたが、市政運営の中

で、地方が自立し、発展していくためには、國

からの支援ではなく、地方分権による権限、財源

の移譲こそ必要であると強く感じ続けてまいりま

した。

しかしながら、政府提案の地方創生二法案に

は、地方の自主性を重視するとしているものの、

地方分権の觀点もなく、結局は國が権限、財源を

握り、中央集権のもとでの地方創生となつていま

す。國が権限、財源を握っている限り、國と地方

の主従関係も解消されず、地方の自立的な創生は

あり得ません。

道州制についても、地方創生に重要な要素であ

ると考えますが、全く触れられていません。自由

民主党の二〇一三年の公約には、地方自治体の機

能を強化し、地方分権を推進するとともに、道州

制の導入を目指しますとありますが、この公約は

どうなつたのでしょうか。公約に背いているとし

か言ひようがありません。

さらには、安倍総理や石破地方創生担当大臣は

たびたび、今回の地方創生について、從来の延長

線上にない、そして、異次元の地方創生などとい

う言葉を使って表現されていますが、中身をお聞

きすると、各府省庁の縦割りを排し、地方をワン

ストップで支援する、あるいは、ばらまき的な全

国一律の施策を排す、また、効果検証をしっかりと

行うなど、これらは從来から求められていくこ

とであり、むしろ、このようなことがこれまでに

できていなかつた政府・与党こそ、異次元の改革

が必要なのではないでしょうか。

また、若手官僚の市町村への派遣についてです

が、石破大臣は、知恵は地方にある、霞が関や永

田にあるとは思えないとおっしゃつておられま

したが、地域のことがわからない若手官僚を二、

三年派遣して、本当に地方創生につながるとお考

えなのでしょうか。石破大臣の御発言と制度の中

身は矛盾しているのではないか

我が党は、民主党、みんなの党及び生活の党と

ともに、國と地方公共団体との関係の抜本的な改

革の推進に関する法律案を提出いたしました。こ

の法案は、政府提案の地方創生二法案の問題点を

踏まえ、東京一極集中とその根本原因である中央

集権の国家構造を転換することを基本理念とし、

速やかに道州制の導入を含めた國と地方公共団体

との役割分担の抜本的な見直しや、権限、財源の

移譲などを総合的に推進するために必要な法制上

の措置を講ずることを國に義務づけるものであります。

地方分権、さらには道州制の中で地方創生

の実現を図るということで、中央集権の仕組みの

中で地方創生を目指す政府案とは明らかに異なる

内容となつております。

最後に、我が國の財政が危機的な状況にある中

で、地方創生の名のもとにこれまでと同じばらま

きで終わらせないためにも、地方分権による地方

創生を実現するべきであると強く申し上げ、討論

とさせていただきます。(拍手)

○議長伊吹文明君 次に、佐藤正夫君。

〔佐藤正夫君登壇〕 みんなの党の佐藤正夫です。

私は、みんなの党を代表し、政府案に反対の立

場から討論をいたします。(拍手)

第一の反対理由は、政府・与党案には、道州制

が一切盛り込まれていない。

私たちみんなの党は、今後五十年の國と地方の形を決める法案に地域主権型道州制を盛り込み、

権限、財源、人間の三ゲンを震が関から地方に移し、地域のことは地域で決め、新たな成長を目指すのは当然と考えています。しかし、政府案では、この道州制には全く触れていません。

第二の反対理由は、政府案では、政府がまち・ひと・しごと総合戦略をつくり、これに沿つて都道府県が基本的な計画をつくり、都道府県の計画に沿つて市町村が基本的な計画をつくることになっています。

これこそ中央集権。国に右に倣えの発想で、地

方が国の補助金頼み、交付金頼みの体制を維持し

たままで。これまでのばらまき政治と何も変わ

りません。

さらに加えて、審議について問題があります。

法案が重要法案だということから、地方創生に

関する特別委員会を設置しました。安倍総理も、

地方創生に全力を挙げる意向を所信表明で声高ら

かに宣言し、この国会に求められているものは、

若者が将来に夢や希望を持つ地方の創生に向け

て力強いスタートを切ることです、皆さん、一緒に

やろうではありませんかと演説をいたしました。

しかし、実際には、政府に対する審議はわずか

十七時間十五分。これでは、審議が不十分だと言

わざるを得ません。

さらには、地方創生のためには、本来、地方の声を聞かねばなりません。

そこで、私は、地方公聴会を、一回ではなく

もっとたくさん、何度も、地方に宝があると述べています。

そこが、知恵は現場にある、石破大臣も、地方

権限、財源、人間の三ゲンを震が関から地方に移し、地域のことは地域で決め、新たな成長を目指すのは当然と考えています。しかし、政府案では、この道州制には全く触れていません。

以上、政府案の内容と審議の進め方から政府案

に反対することを訴えて、討論をいたします。

(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、地

方創生関連法案に対する反対討論を行います。

(拍手)

反対理由の第一は、安倍内閣の言う地方創生

は、人口減少への危機感をあおり、社会保障費と

地方交付税の削減は仕方がない、足りない分は民

間投資の活用と住民の自助・互助で賄えというも

のだからであります。

例えば、まちづくりでは、地方中枢拠点都市圏

への重点投資と、公共施設等総合管理計画による

公共サービスの整理、統廃合です。統廃合した施

設は、優先的にPPP・PFI事業を活用すると

しています。

いわゆる平成の大合併は、自治体周辺部での大

幅な人口減少をもたらしました。人口のダム機能

論に基づく地方中枢拠点都市圏構想は、さらなる

人口減少をもたらすという過ちを繰り返すだけで

あります。

社会安全保障分野では、地域医療機関の再編縮小を

進め、医療・介護の制度から利用者を追い出そう

としているものであります。

さらには、優良農地を含む農地転用の特例措置な

ど、規制緩和を拡大しようとしているものです。

行政サービスを縮小し、住民の意思を置き去り

にして民間参入とその利益を優先するやり方は、

総理は、知恵は現場にある、石破大臣も、地方

に宝があると述べています。

そこで、私は、地方公聴会を、一回ではなく

もっとたくさん、何度も、地方に

かしなければ人口減少問題の解決は難しいと言わ

れます、が、東京圏への流入を是正することと少子

化の歯止めとの因果関係は明快ではなく、法案の

前提にも疑問があります。

地域へ大幅に権限と財源を移譲して、財政措置

の成長戦略のために地方の構造改革を進めていく

ものではありませんか。

その総括も反省もないまま、財界、大企業主導

本法案には、反対であります。

今行うべきことは、住民自治を發揮して頑張る自治体を応援することです。農林水産業など地域資源を活用した仕事と所得の確保、全ての小規模事業者への支援、条件不利地域への地方交付税の大額拡充、大都市圏への大型開発の見直しと、地域密着、防災、維持管理優先の公共投資への転換が本法案には必要です。

なお、道州制の導入を求める四野党提出の法案

については反対であることを申し述べ、討論を終

わります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 小宮山泰子君。

〔小宮山泰子君登壇〕

○小宮山泰子君 私は、生活の党を代表して、た

だいま議題となりましたまち・ひと・しごと創生

法案並びに地域再生法の一部を改正する法律案に

反対、民主党、維新の党、みんなの党、生活の党

共同提案の国と地方公共団体との関係の抜本的な

改革の推進に関する法律案に賛成の立場から討論

を行います。(拍手)

第百八十七回臨時国会において、安倍総理は、

地方創生を最大のテーマとして取り上げ、担当大

臣を指名してまで、地方創生関連二法案を提出さ

れました。

衆議院においては、特別委員会の設置をし、重

要広範としたにもかかわらず、政府への審議時間

はわずか十七時間ほどと異例の短さで、昨日、委

員会の採決となりました。

政府提出二法案で、東京一極集中、これを何と

かしなければ人口減少問題の解決は難しいと言わ

れます、が、東京圏への流入を是正することと少子

化の歯止めとの因果関係は明快ではなく、法案の

前提にも疑問があります。

地域へ大幅に権限と財源を移譲して、財政措置

の相当部分を地方がみずから裁量で自由に使え

るよう措置してこそ、地域活性化の実現に向け

て効果ある施策を行うことができると私たち活

動は考えますが、本法案には、そのような内容

も全く盛り込まれおりません。

また、徳島で開催された地方公聴会並びに先週

の参考人質疑では、大胆な、一国二制度なども踏

まえた制度の創設、独自の施策が十分に生かせる

よな形で交付金などをつくっていただきたい、

四十八年間も変わっていない地方交付税の総額決

定のいわゆる法定率を引き上げることが地方一般

財源の充実につながつていくとの指摘があります

た。

極めて貴重な御意見をいただきることができまし

たが、残念ながら、政府二法案には盛り込まれる

ことはありませんでした。

これに対して、野党四会派の対案では、地方公

共団体が自主的な選択に基づいて実施する事業等

に要する経費に充てるため裁量的に使用すること

ができる財源としての新たな交付金制度導入につ

いて定めており、地方がより魅力的な地域をつく

ことができる案となつております、望ましいものと

考えます。

以上、政府提出二法案に対し反対、野党四会派

提出法案に対しても賛成の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもつて討論は終局と

いたします。

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大岡 敏孝君

清水 誠一君

鈴木 克昌君

木原 隆仁君

玉城デニー君

細田 健一君

宮崎 謙介君

熊田 博義君

宮崎 政久君

佐々木 紀君

佐々木 健一君

佐々木 達夫君

武部 新君

武部 博義君

新君

これを実現する方法の詳細についてあらかじめ指定しておらず、国際的にも、原子力に係る規制基準においては、性能基準を規定していると承知している。

平成二十六年十月二十四日提出
質問 第四二一號

在コンゴ民主共和国日本大使館における放火事件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

(号)外

官 在コンゴ民主共和国日本大使館における放火事件に関する質問主意書

昨年六月二十一日、在コンゴ民主共和国日本大使館において出火騒ぎがあり、その約半年後の十二月二日、同大使館に勤務していた山田真也三等書記官が、建造物等放火罪と、更には業務上横領罪の疑いで逮捕されている。右と「政府答弁書」(内閣衆質一八六第五〇号)を踏まえ、質問する。

一 山田書記官は本年二月十三日に起訴されないと承知するが、同書記官の裁判はどのような状況にあるか、外務省として把握し、国民に対する説明責任を果たしているか。

二 外務省として、富永駐コンゴ民主共和国大使を厳重訓戒とし、帰朝を命じていると承知する。現在に至るまで、富永大使は大使としての職責を十分に果たしているか。外務省の見解如何。

三 過去の質問主意書で、富永大使に今後大使手当は支払われるかと問うたところ、過去の答弁書では、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に基づき支給される旨の答弁がなされていました。また「政府答弁書」では、法令上の根拠がな

いとして、外務省として富永大使を厳重訓戒に処した際、同大使への在勤基本手当の減額はしない旨の答弁がなされている。放火事件が発生した大使館の責任者が、形だけの厳重訓戒処分を受け、その他諸手当は何も変わらず支給されるという处分の在り方は、国民の理解を得られるものか。外務省の見解如何。

四 富永駐コンゴ大使に帰朝を命じたか、その後右質問する。

内閣衆質一八七第四二号
平成二十六年十一月四日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国

日本大使館における放火事件に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共

和国日本大使館における放火事件に関する質問に対する答弁書

一 について

山田元外務省大臣官房付事務官(以下「山田元事務官」という。)は、現住建造物等放火罪及び業務上横領罪により起訴され、今後、裁判が行われる予定であると承知している。外務省として、当該裁判の動向について注視していく考えである。

二 及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、山田元事務官が在コンゴ民主共和国日本大使館に勤務する間に公金を横領し、同大使館事務所に放火したとして起訴されたことは極めて遺憾であり、外務省として、山田元事務官が公金を横領した当時の同大使館の館長であった富永純正コンゴ民主共和国駐箚特命全権大使(以下「富永大使」という。)に対し、その監督責任を問い合わせ、「富永大使に対する処分は、関連法令に基づき厳正に行つたものと考えている。」

富永大使は、平成二十六年二月十三日付けで帰朝を命ぜられ、同年四月十五日付で外務省を退職した。

平成二十六年十月二十四日提出
質問 第四三号

外務省におけるワインの保管体制等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

外務省におけるワインの保管体制等に関する質問主意書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共

和国日本大使館における放火事件に関する質問に対する答弁書

一 について

山田元外務省大臣官房付事務官(以下「山田元事務官」という。)は、現住建造物等放火罪及び

業務上横領罪により起訴され、今後、裁判が行われる予定であると承知している。外務省として、当該裁判の動向について注視していく考えである。

二 及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、山田元事務官が在コンゴ民主共和国日本大使館に勤務する間に公金を横領し、同大使館事務所に放火したとして起訴されたことは極めて遺憾であり、外務省として、山田元事務官が公金を横領した当時の同大使館の館長であった富永純正コンゴ民主共和国駐箚特命全権大使(以下「富永大使」という。)に対し、その監督責任を問い合わせ、「富永大使に対する処分は、関連法令に基づき厳正に行つたものと考えている。」

富永大使は、平成二十六年二月十三日付けで帰朝を命ぜられ、同年四月十五日付で外務省を退職した。

三 二の答弁では、二〇一二年度の海外産のワインが全てフランス産であり、翌年度はニュージーランド産となっているが、外務省としてどのような基準で、誰の責任の下、海外産のワインの原産国を選定しているのか、詳細に説明されたい。

四 二の答弁では、二〇一二年度は海外産ワインを百八本購入している一方で、翌年度は四本にまで海外産ワインの購入を激減させている理由は何か。

五 そもそも外務省として、我が国の外交に資するために用いられるワインに、海外産のものを用いている理由は何か。

六 国産ワインを日本の食文化普及の上でも使うべきでないか。

七 「政府答弁書」では、「在外公館において購入したワインの産地別の本数については、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、右を外務省として正確に把握していないということが確認を求める。

八 「政府答弁書」では、二〇一二年度、二〇一三年度(二〇一四年一月三十一日まで)において外務省用または在外公館用として購入したワインの総額はそれぞれ百五十六万七千九百七十四円、約六千五百円、五十万四千六百三十円、約五千五百万円であることが明らかになっています。二〇一二年度と比較して、外務本省用として購入したワインの金額が約三分の一以下にまで下がっているのはなぜか、その一方で、在外公館用については、減少はしているものの、本省と比較すると減少額が少ないのはなぜか、それ理由を述べられたい。

(目的)

第一条 この法律は、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律(馬淵澄夫君外七名の提唱によるもの)により、当該改革を推進することを定める。

(国と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念)

第二条 国と地方公共団体との関係の抜本的な改革は、地方公共団体において、個性豊かで活力に満ち、かつ、安心して暮らすことができる地域社会が形成され、及び地域経済が自律的に発展するとともに、行政、経済、文化等に関する機能が我が国の特定の地域に集中することなく配置されるようにし、あわせて、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことができるよう行わるものとする。

(道州制の導入を含めた国と地方公共団体との役割分担の抜本的な見直し等の総合的な推進)

第三条 国は、前条の基本理念にのつとり、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革を推進するため、速やかに、道州制の導入を含めて、国と地方公共団体との役割分担の抜本的な見直し、国から地方公共団体への事務及び事業の移譲(必要な財源の移譲を含む)、国と行政機関の地方支分部局の見直し並びに広域行政制度の整備を総合的に推進するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(国の一定の地方行政機関の事務等の広域連合等への移譲の推進)

第四条 国は、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革が実施されるまでの間の措置として、速やかに、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合

的に実施する役割を広く担うようにするため、国の一定の地方行政機関の事務及び事業のうちの一定の都道府県の区域を超える広域にわたるもの等に移譲することを推進するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(一括交付金の交付に関する制度の導入の推進)

第五条 国は、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革が実施されるまでの間の措置として、地域の実情に即した一定の事業(施設の整備等に関する事業を含む)又は事務(以下「事業等」という。)を実施するための計画を作成し、これを内閣総理大臣に提出するなどした地方公共団体に対し、毎年度、地方公共団体が自主的な選択に基づいて実施する事業等に要する経費に充てたるため裁量的に使用することができる財源としての新たな交付金(以下「一括交付金」という。)を交付するものとする。

2 国は、一括交付金の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重するものとし、地方公共団体が自主的な選択に基づき事業等を実施することを阻害するような条件を付し、又はそのような使途の制限をしてはならない。

3 地方公共団体は、一括交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、その交付を受けた一括交付金を充てて行う事業等の実施に当たっては、これを公正かつ効率的に使用しなければならない。

理由

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革を推進するため、当該改革に関する基本理念等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

に当たっては、国との連携の確保を図りつつ第一項の計画の目標を設定すること及び当該計画の変更又は当該計画に係る事業等の終了の際には当該変更の内容又は当該事業等の効果(目標の達成の有無に関する評価を含む)を公表することを地方公共団体に求めるなどを含め、当該

地方公共団体の議会による事後的な行政監視、その住民による監査の請求等を通じた一括交付金のより公正かつ効率的な使用の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

6 国は、一括交付金の交付に関する制度の導入に当たっては、その交付の基準の制定改廃の手続における透明性が確保されなければ地方公共団体による自主的な選択に基づく事業等の実施が阻害されるおそれがあることに鑑み、その交付の基準が当該事業等ごとにこれに関連する人口、面積その他の当該事業等に密接に関連する客観的な数値を基礎として法律(法律に基づく命令を含む)で定められることその他の一括交付金の交付の基準が適正に決定されることを確保するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

7 政府は、前三項の規定を踏まえ、速やかに、一括交付金の交付に関する制度を導入するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国は、基本理念にのつとり、速やかに、道州制の導入を含めて、国と地方公共団体との役割分担の抜本的な見直し、国から地方公共団体への事務及び事業等の移譲、国と行政機関の地方支分部局の見直し並びに広域行政制度の整備を総合的に推進するためには必要な法

制上の措置を講ずるものとすること。

2 道州制の導入を含めた国と地方公共団体との役割分担の抜本的な見直し等の総合的な推進

3 国は、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革が実施されるまでの間の措置として、速やかに、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革が実施されるまでの間の措置として、

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案(馬淵澄夫君外七名の提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念等について定めることにより、当該改革を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革は、地方公共団体において、個性豊かで活力に満ち、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会が形成され、及び地域経済が自律的に発展するとともに、行政、経済、文化等に関する機能が我が国の特定の地域に集中することなく配置されるようにし、あわせて、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことができるよう行わるものとする。

2 国と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革は、國と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念等について定めることにより、当該改革を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革は、國と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念等について定めることにより、当該改革を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

のうち地域における行政に係る事務等であつて、一の都道府県の区域を超える広域にわたるもの、二以上の都道府県が加入する一定の広域連合等に移譲することを推進するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

4 一括交付金の交付に関する制度の導入の推進

(一) 国は、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革が実施されるまでの間の措置として、地域の実情に即した一定の事業等を実施するための計画を作成し、これを内閣総理大臣に提出するなどした地方公共団体に対し、毎年度、地方公共団体が自主的な選択に基づいて実施する事業等に要する経費に充てるため裁量的に使用することができるものとしての新たな交付金（以下「一括交付金」という。）を交付するものとし、当該交付に関する事務は一貫して内閣府において行うものとすること。

(二) 国は、一括交付金の交付に当たっては、地方公共団体が自主的な選択に基づき事業等を実施することを阻害するような条件を付し、又はそのような使途の制限をしてはならないこと。

(三) 国は、一括交付金の交付に関する制度の導入に当たっては、一括交付金のより公正かつ効率的な使用の確保のために必要な措置を講ずるとともに、交付の基準が適正に決定されることを確保するために必要な法制上の措置等を講ずるものとすること。

5 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の否決理由

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念等について定めることにより、

当該改革を推進しようとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十六年十一月五日

地方創生に関する特別委員長 塚山 邦夫

衆議院議長 伊吹 文明殿

まち・ひと・しごと創生法案

右

国会に提出する。

平成二十六年九月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

まち・ひと・しごと創生法

まち・ひと・しごと創生法案

まち・ひと・しごと創生法

おける魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となつてゐることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に關する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

出を図ること。

六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。

七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

八 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力し、及び実施する責務を有する。

九 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

十 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に關し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

十一 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

十二 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

十三 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

十四 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

十五 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

十六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

十七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

十八 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

十九 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

二十 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

二十一 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

二十二 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

二十三 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

二十四 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

二十五 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

二十六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、國は、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に關し、國との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に關する施策に協力するよう努めなければならぬ。

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生について

公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に
関する施策に協力するよう努めるものとする。

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する

施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第八条 政府は、基本理念にのつとり、まち・ひ
ニ・ゴニ刊三公令我名ニミラウツニ。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方針

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべき基本的方針

きまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためには必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当

たつては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に

資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施大元こ関する客観的な指標を設定するととも

第三回は、地方公共団体の意見を反映させるために、
公表する旨を明記する。このことによって、公表する
ものに、地方公共団体の意見を反映させるために

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本
必要な措置を講ずるものとする

部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

6 定があつたときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

7 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条にお

いて同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に關し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に關し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部(設置)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るために、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

二 まち・ひと・しごと創生総合戦略について
その実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもつて組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、國務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
(まち・ひと・しごと創生副本員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政

法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいふ。)の代表者に對して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるもの。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に關する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に關必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検討)
2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それが地域社会においても、まち・ひと・しごと創生の環境を確保する。これが、この法律案を提出する理由である。

まち・ひと・しごと創生法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する「まち・ひと・しごと創生」が重要となつてゐることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置する必要がある。

かなる生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること等の事項を基本理念として行わなければならないこと。

2 国等の責務

国は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する等の責務を有し、地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、その区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するこ

と・しごと創生本部を置くこと。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。なお、本案に対し、次世代の党から修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。右報告する。

平成二十六年十一月五日

地方創生に関する特別委員長 鳩山 邦夫

衆議院議長 伊吹 文明殿

右
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域再生法の一部を改正する法律案
平成二十六年九月二十九日
衆議院議長 伊吹 文明殿

右
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域再生法の一部を改正する法律案
平成二十六年九月二十九日
衆議院議長 伊吹 文明殿

<p>14 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第十一項の規定による求めをした地方公共団体に通知するものとする。</p> <p>第六条第一項中「同条第十項」を「同条第十五項」に改め、同条第二項中「前条第十項」を「前条第十五項」に、「同条第十二項」を「同条第十七項」に改め、同条の次に次体に通知するものとする。</p> <p>(都市再生整備計画等の提出)</p> <p>第六条の二 地方公共団体は、第五条第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、併せて別表の上欄に掲げる計画を提出することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による当該地域における地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五条十五項の認定を行うものとする。</p> <p>3 第一項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、それぞれ同表の中欄に掲げる大臣にその写しを送付するものとする。</p> <p>4 別表の中欄に掲げる大臣が前項の規定による同表の上欄に掲げる計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について同表の下欄に掲げる提出又は送付があつたものとみなす。</p> <p>第七条第一項中「第五条第十項」を「第五条第十五項」に改め、同条第二項中「第十三項」を「第十八項」に、「前条を「前二条」に改める。</p> <p>第八条第一項中「第五条第十項」を「第五条第十五項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「事業」の下に「及び措置」を加える。</p> <p>第九条中「事業」の下に「及び措置」を加える。</p>	<p>第十一条第一項中「第五条第十項各号」を「第五条第十五項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十五項」を「第五条第十八項」に改め、同条の次に次</p> <p>(認定地域再生計画に関する調整等)</p> <p>第十五条の二 認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができ</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合は、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。</p> <p>第十八条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改める。</p> <p>第五章中第五節を第七節とし、第四節の次に次の二節を加える。</p>
<p>第五節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等</p> <p>(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)</p> <p>第十七条の二 認定地方公共団体である市町村(以下この条において「認定市町村」という。)は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域農林水産業振興施設の整備に関する計画(当該地域農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積の所在及び面積)</p> <p>4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるとときは、同意をするものとする。</p> <p>第五条第一項中「第五条第十項」を「第五条第十五項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「第十三項」を「第十八項」に、「前条を「前二条」に改める。</p> <p>第八条第一項中「第五条第十項」を「第五条第十五項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「事業」の下に「及び措置」を加える。</p> <p>第九条中「事業」の下に「及び措置」を加える。</p>	<p>この条及び次条第二項において同じ。)であり、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下「地域農林水産業振興施設整備計画」という。)を作成することができる。</p> <p>2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業會議その他農林水産省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。</p> <p>3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 第五条第四項第四号に規定する事業の実施主体</p> <p>二 地域農林水産業振興施設の種類及び規模</p> <p>三 地域農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積</p> <p>四 その他の農林水産省令で定める事項</p> <p>4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるとときは、同意をするものとする。</p>
<p>五 地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域)をいう。第十七条の四において同じ。)内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。</p> <p>(農地等の転用等の許可の特例)</p> <p>第十七条の三 前条第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五条第四項に規定する事業の実施主</p>	<p>二 農地法第四条第二項第一号又は口に掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第四号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。</p> <p>三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。</p> <p>四 農地法第五条第二項第一号又は口に掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第四号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。</p> <p>五 地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域)をいう。第十七条の四において同じ。)内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。</p> <p>(農地等の転用等の許可の特例)</p> <p>第十七条の三 前条第一項の規定により作成された第五条第四項に規定する事業の実施主</p>

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、魅力ある就業の機会の創出並びに地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活环境の総合的かつ効果的な整備のための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後一年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

理 由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講すべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例並びに構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講すべき新たな措置を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特

別の措置の追加等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から行う旨を基本理念に追加する。

2 国及び地方公共団体が地域再生施策の推進に当たつて連携に配慮するよう努めなければならない関連施策の例示として、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策等を追加すること。

3 国は、地方公共団体等多様な主体と相互に連携し協働するよう努めなければならないことを追加すること。

4 地域再生基本方針は、まち・ひと・しごと創生総合戦略等その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならないこと。

5 地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対しても、地域再生の推進のため政府が講すべき新たな措置の提案をすることができる。

6 地域再生計画に記載することができる事項について、地域農林水産業振興施設を整備する事業に関するもの等を追加すること。

7 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請に当たつて、内閣総理大臣に対し、実施しなお、本案に対し、次世代の党から修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。右報告する。

8 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、都市再生整備計画等他の法律に基づく計画を併せて提出することができる。

9 認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を要請することができる。

10 認定市町村は、地域農林水産業振興施設設置計画を作成することができるものとし、当該計画について都道府県知事の同意を得たときは、農地転用の許可等の特例措置を講ずることとする。

11 地域再生計画に記載された構造改革特別区画計画等は、地域再生計画の認定により、同時に認定等があつたものとみなすこと。

12 地方公共団体の長による内閣総理大臣に対する職員の派遣の要請等その他所要の規定を設けること。

13 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

14 政府は、魅力ある就業の機会の創出等のための具体的方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後一年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

第三章 疑わしい取引に関する情報の提供等
(第十三条・第十四条)

第四章 監督(第十五条・第十九条)

第五章 雜則(第二十条・第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第三十一条)

附則

第一章 総則(第一条・第三条)

第二章 特定事業者による措置(第四条・第十一条)

第三章 疑わしい取引に関する情報の提供等
(第十三条・第十四条)

第四章 監督(第十五条・第十九条)

第五章 雜則(第二十条・第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第三十一条)

第一章 総則

第二条 第二項第三十九号中「第二十一項第一項第十五号」を「第二十二条第一項第十五号」に改め。

第三条 第三項中「国家公安委員会」を前項に定めるもののほか、国家公安委員会に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行つた上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案
右
内閣総理大臣 安倍 晋三
国会に提出する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十六年十一月五日

地方創生に関する特別委員長 鳩山 邦夫

に、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。

4 国家公安委員会は、第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びに前項の規定による調査及び分析を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関、特定事業者その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三章 疑わしい取引に関する情報の提供

第二章 特定事業者による措置

第四条第一項中「第十一條」を「第十二条」に改め、「第十八条第二項」を「第十九條第二項」に改める。

第五条第一項中「取引時確認の結果その他の事情を勘案して、特定業務」を「特定業務に係る取引について、当該取引に」、「があり」を「があるかどうか」に、「特定業務に關し」を「当該取引に關し」に改め、「がある」の下に「かどうかを判断し、これららの疑いがある」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講すべきものとして主務省令で定める措置とする。

第三十条中「第二十一条第六項各号」に、「第二十六條」を「第二十七條」とする。

第三十一条中「第二十二条第六項各号」を「第二十二条第六項各号」に、「第二十一条第六項各号」を「第二十二条第六項各号」とする。

第二十九条第一号中「第二十四条」を「第二十五条」とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、同条第二号中「第二十五条」を「第二十六条」と改め、同条第二号中「第二十五条」を「第二十

六条」に改め、同条第三号中「第二十六條」を「第二十七条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第一号中「第十四條」を「第十五条」とし、同条を第二十五条とする。

「第十八条第二項」を「第十九條第二項」に改め、同条第二号中「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改め、「第十八條第三項」を「第十九條第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条中「第七條」を「第十八条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条を第二十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二十二条を第二十三条とする。

第六章 罰則

第二十二条を第二十三条とする。

第十条中「疑わしい取引の届出等の措置」の下に「(以下この条において「取引時確認等の措置」といふ。)」を加え、「使用者に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備」を次に掲げる措置を講ずるよう」に改め、同条に次の各号を加える。

一 使用人に対する教育訓練の実施

二 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

三 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

四 その他第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講すべきものとして主務省令で定める措置

行つ者をいう。以下同じ。との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことと内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在為替取業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならぬ。

一 当該外国所在為替取業者が、第四条、前三条及び次条の規定による措置に相当する措置(以下この号において「取引時確認等相当措置」という。)を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行なう当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態(次号において単に「監督を受けている状態」という。)にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行なうために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在為替取業者が、業として為替取引を行う者であつて監督を受けている状態にないものとの間で為替取引を継続的に又は反復して行うことと内容とする契約を締結していないこと。

（附則）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の第八条の規定

は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)以後に行われる取引について適用し、施行日前に行われた取引については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(調整規定)
第四条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の施行の日前である場合には、同法第十八条のうち犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第八項の改正規定中「第二十一条第八項」とあるのは、「第二十二条第八項」とする。

理由
最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方針、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務の拡充等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。
1 疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備

二 施行期日
この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に関する規定については公布の日から施行すること。
三 議案の可決理由
本案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。
1 疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備

四 目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 公告及び指定(第三条・第八条)
第三章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置
第一節 規制対象財産等に係る行為の制限 (第九条・第十六条)
第二節 規制対象財産の仮領置(第十七条)
第三節 財産の凍結等の措置の実施に当たつての配慮等(第十八条・第二十条)
第四章 雜則(第二十一条・第二十八条)
第五章 罰則(第二十九条・第三十二条)
附則 (目的)
第一条 この法律は、国際連合安全保障理事会決議第一号の規定による。

効期間その他」とあるのは、「その他」と読み替えるものとする。

(仮指定)

第八条 国家公安委員会は、第四条第四項の規定及び行政手続法第十三条第一項の規定によつては財産の隠匿その他の行為により指定後に次章の規定による措置の確実な実施を図ることが著しく困難となると認めるときは、これらの規定にかかるわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、仮に指定をすることができる。

2 前項の規定による指定（以下「仮指定」という。）の効力は、当該仮指定について第五条第一項の規定による公告があつた日（次項において「公告日」という。）から起算して十五日とする。

3 国家公安委員会は、仮指定をしたときは、公告日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。

4 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取（以下この条において単に「意見の聴取」といいう。）について単に意見の聴取といふ）について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 国家公安委員会は、意見の聴取の結果、仮指定が不当ないと認めるときは、第四条第四項の規定及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかるわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで指定をすることができる。

6 仮指定を受けた者に対し前項の規定により指定をしたときは、当該仮指定は、その効力を失う。

7 国家公安委員会は、意見の聴取の結果、仮指定が不当であると認めるときは、直ちに、その

8 仮指定を取り消さなければならない。

四項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行つた場合の当該仮指定の効力は、第二項の規定にかかるわらず、当該仮指定に係る意見の聴取の期日までとする。

9 前各項に定めるもののほか、仮指定及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第三章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

第一節 規制対象財産等に係る行為の制限

(公告国際テロリストに対する行為の制限)

第九条 第三条第一項の規定により公告された者又は指定（仮指定を含む。第十七条第六項及び第二十四条において同じ。）を受けている者（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安局委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けるなければならない。

一 金銭、有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により

有価証券とみなされる権利を含む。）、貴金属等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第一号に規定する貴金属等をいう。）、土地

建物、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第十七条第一項において同

う。）の贈与を受けること。

二 規制対象財産の貸付けを受けること。

三 規制対象財産（金銭を除く。第十五条第三号において同じ。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること。

四 預貯金に係る債務その他の政令で定める債務（第十五条第四号において「預貯金等債務」という。）の履行を受けること（前三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

五 この条（前二号に係る部分に限る。）の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）を譲り渡すこと。

(許可の申請)

第十条 公告国際テロリストは、前条の許可を受けようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公告国際テロリストの住所地又は居所地（法人その他の団体についても、主たる事務所の所在地）以下「住所地等」という。）を管轄する公安委員会（日本国内に当該公告国際テロリストの住所地等がないときは、当該許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する公安委員会）に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 当該行為の内容

二 当該行為の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 当該行為により取得することとなる財産（以下「取得財産」という。）がある場合にあつては、その使用目的

四 前二号に掲げるもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないこと。

二 公安委員会は、公告国際テロリストから第九条第五号に掲げる行為に係る同条の許可の申請があつた場合において、当該行為に係る特定金銭債権が当該行為の相手方に対する仮装のものでない債務の履行に充てられるると認めるとの他当該行為が同条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による当該公告国際テロリストに対する行為の制限を免れる目的でされるものないと認めるときは、その許可をしなければならない。

五 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

二 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

三 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

四 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

五 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

六 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

七 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

八 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

九 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

十 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

十一 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

十二 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

十三 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

十四 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

十五 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各

号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の条件)

第十二条 公安委員会は、第九条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限の確実な実施を図るために必要な最小限度のものでなければならない。

(許可証の交付等)

第十三条 公安委員会は、第九条の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

3 許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その許可証(第三号の場合においては、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。

一 次条の規定により第九条の許可が取り消されたとき。

二 第九条の許可を受けた行為をしないこととなつたとき。

三 前項の規定により許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(許可の取消し)

第十四条 公安委員会は、第九条の許可を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を受けた行為をする前に限り、その許可を取り消すものとする。

一 当該者に係る取得財産が第十一条第一項各

号のいづれにも該当しなくなつたと認めるとき。

2 偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したとき。

(公告国際テロリストを相手方とする行為の制限)

第十五条 何人も、公告国際テロリストを相手方として次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その相手方がそれぞれ当該各号に定める行為に係る許可証を提示した場合は、この限りでない。

一 規制対象財産の贈与をすること 第九条第一号に掲げる行為

二 規制対象財産の貸付けをすること 第九条第二号に掲げる行為

三 規制対象財産の売却、貸付けその他の処分の行為

五 預貯金等債務の履行をすること(前三号に掲げる行為に該当するものを除く) 第九条第五号に掲げる行為

五 特定金銭債権を譲り受けること 第九条第六号に掲げる行為

(特定金銭債権の差押債権者に対する支払の禁止命令)

第十六条 特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押えをした債権者(以下この条において「差押債権者」という。)が有する債権が仮装したものであると認められるときその他当該差押債権者が当該命令に係る金銭の支払を受けたとしても当該金銭が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないと認めると認められる。

二 第一項の公告国際テロリストと差押債権者の関係その他の事情に照らし、当該差押債

一 第一項の公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなつたとき。

二 第一項の公告国際テロリストと差押債権者の関係その他の事情に照らし、当該差押債権者が当該命令に係る金銭の支払を受けたとしても当該金銭が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないと認めると認められる。

3 前二項の規定による仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該仮領置をしている公安委員会に対し、その全部又は一部の返還を申請することができる。

第二節 規制対象財産の仮領置

第十七条 公告国際テロリストが所持している規制対象財産(土地、建物、自動車その他携帯する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所地等(日本国内に住所地等がない

とき、又は日本国内の住所地等が知れないとき

は、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地)を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金銭債権の債務者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定金銭債権に係る金銭の支払をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該差押債権者に対し、当該命令をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項後段の規定による通知をしようとする場合において、差押債権者の所在が判明しないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を官報により公告するものとする。

3 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

一 第一項の公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなつたとき。

二 第一項の公告国際テロリストと差押債権者の関係その他の事情に照らし、当該差押債

一項各号のいづれにも該当しないと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所地等(日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該規制対象財産の所在地)を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公安委員会規則による規制対象財産の提出を命じ、提出された部分の規制対象財産の仮領置することができる。

2 前項又はこの項の規定による規制対象財産の仮領置をした公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた公告国際テロリストの住所地等が他の公安委員会の管轄区域内にあることが判明した場合において、第四項又は第五項の規定による当該規制対象財産の返還を適正かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、当該規制対象財産を当該他の公安委員会に引き継ぐことができる。この場合において、その引継ぎを受けた公安委員会は、引き続き当該規制対象財産を仮領置した上で、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかに、当該公告国際テロリストに対し、その旨を通知するものとする。

3 前二項の規定による仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該仮領置をしている公安委員会に対し、その全部又は一部の返還を申請することができる。

4 公安委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、公告国際テロリストが所持する規制対象財産の減少その他の第一項の規定による仮領置をした後の事情の変化により、当該申請に係る規制対象財産の全部又は一部が第十

一条第一項各号のいづれかに該当するに至つたと認めるときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、その該当する部分の規制対象財産を返還しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による仮領置をした公安部委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなつたときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、その者又はその者以外の所有者その他の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し、当該規制対象財産を返還しなければならない。

6 前項の場合において、第三条第三項において準用する同条第二項の規定による公告があつた日、指定の有効期間が満了した日又は第七条第一項において準用する第五条第一項の規定による公告があつた日から起算して一年を経過してもなお規制対象財産の返還を受けるべき者の所在が判明しないとき、又はその者が当該規制対象財産の引取りをしないことによりこれを返還することができないときは、当該規制対象財産は、これを仮領置している公安部委員会が置かれている都道府県に帰属する。

7 第五項の規定により公告国際テロリストでなくなった者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し当該規制対象財産を返還しようとする場合は、その者が公告国際テロリストであるときは、公安部委員会は、同項の規定にかかわらず、当該規制対象財産のうちその者について第十一条第一項各号のいづれにも該当しないと認められる部分については引き続き仮領置するものとし、その他の部分についてはその者に返還するものとする。この場合において、公安部委員会は、國家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、引き続き

一条第一項各号のいづれかに該当するに至つたと認めるときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、その該当する部分の規制対象財産を返還しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による仮領置をした公安部委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなつたときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、その者又はその者以外の所有者その他の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し、当該規制対象財産を返還しなければならない。

6 前項の場合において、第三条第三項において準用する同条第二項の規定による公告があつた日、指定の有効期間が満了した日又は第七条第一項において準用する第五条第一項の規定による公告があつた日から起算して一年を経過してもなお規制対象財産の返還を受けるべき者の所在が判明しないとき、又はその者が当該規制対象財産の引取りをしないことによりこれを返還することができないときは、当該規制対象財産は、これを仮領置している公安部委員会が置かれている都道府県に帰属する。

7 第五項の規定により公告国際テロリストで

第一条第一項各号のいづれかに該当するに至つたと認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その該当する部分の規制対象財産を返還しなければならない。

8 第二項から前項までの規定は、同項(この項において準用する場合を含む)の規定による仮領置について準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「所持していた」と

あるのは、「返還を受ける権利を有する」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第四章 雜則

(情報の提供等)

第二十一条 公安委員会は、第十五条の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業者その他関係者に対し、同条の規定による行為の制限に関する必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令)

第二十二条 第十五条の規定に違反して前条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言を受けた者が再び第十五条の規定に違反した場合において、更に反復して同条の規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該違反行為をした者の住所地等(日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該違反行為に最も密接な関係がある地。次項において同じ。)を管轄する公安部委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、更に反復して同条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

第二十三条 公安委員会は、前二節の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、

(国家公安委員会への報告等)

第二十四条 第十五条各号に掲げる行為の行為者が当該行為をすることをその相手方に約した後当該行為のうちその相手方の請求があつた場合に限りすることが約されているものにあつては、当該相手方が当該行為者にその請求をし、又はその請求をすることを当該行為者以外の者に約した後当該相手方が第三条第一項の規定により公表され、若しくは指定を受けたため、当該行為ができなくなつたことにより当該相手方以外の者が損失を受けた場合又は規制対象財産を所持している者が同項の規定により告され、若しくは指定を受け、第十七条第一

ことを命ずることができる。

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特

別措置法案及び同報告書

第三節 財産の凍結等の措置の実施に当たつての配慮

(財産の凍結等の措置の実施に当たつての配慮)

第十八条 前二節の規定による措置は、その国民経済に対する影響をできるだけ少ないものとするように留意しつつ、国際的協調の下に、国際的なテロリストの行為の防止及び抑止の効果が十分に発揮されるように実施しなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第十九条 公安委員会は、前二節の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができ

る。

(立入検査等)

第二十条 公安委員会は、前二節の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、

公表された公告国際テロリストに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入りさせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十一条 前項の規定による立入検査又は質問をする警

察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなけ

ればならない。

第二十二条 公安委員会は、前二節の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、

公表された公告国際テロリストに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に公告国際テロリスト

が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入りさせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十三条 公安委員会は、前二節の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、

公表された公告国際テロリストに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に公告国際テロリスト

が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入りさせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

項の規定により当該規制対象財産が仮領置されたため、当該規制対象財産を持っていた者以外の者が損失を受けた場合においては、国は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(適用範囲)

第二十五条 この法律の規定は、日本国内に住所地等がある者が、日本国外でする行為にも適用する。

2 公告国際テロリストが行う第九条各号に掲げる行為に該当する行為が、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十四条第一項若しくは第五十二条の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合又は同法第二十一条第一項、第二十五条第六項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課される資本取引をいう。以下この項において同じ。役務取引等(同法第二十五条第六項に規定する役務取引等をいう。以下この項において同じ。)若しくは輸出に係るものである場合には、当該公告国際テロリストが行う第九条各号に掲げる行為に該当する行為については、この法律の規定は、適用しない。公告国際テロリストを相手方として行う第十五条各号に掲げる行為に該当する行為が、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十四条第一項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合は、承認を受ける義務を課されるものである場合は、同法第二十一条第一項、第二十五条第六項若しくは第五十二条の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課される資本取引、役務取

引等若しくは輸入に係るものである場合における当該公告国際テロリストを相手方として行う行為等がある者が、日本国外でする行為にも適用する。

(方面公安委員会への権限の委任)

第二十六条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができるものとす。

(経過措置)

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令に付された条件に違反すること。

二 第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をすること。

(国家公安委員会規則への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定めること。

第五章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条の規定に違反して許可を受けないで同条各号に掲げる行為をすること。

二 偽りその他不正の手段により第九条の許可を受けること。

三 第十七条第一項の規定による命令に違反して規制対象財産を提出しないこと。

四 偽りその他不正の手段により第十七条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による返還を受けること。

五 第十二条第一項の規定により第九条の許可に付された条件に違反すること。

六 第二十二条の規定による命令に違反して第十五条の規定に違反する行為をすること。

七 第二十三条の規定による命令に違反して第十三条第三項の規定に違反する行為をした者(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、第千二百六十七号等決議(国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る)

む。の規定による返還を受けること。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者(法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者は、速やかに、廃止するものとする。

(経過措置)

第三一条 この法律の施行の際現に名簿に記載されている者についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「記載された」とあるのは「記載されている」と、「遷滞なく」とあるのは「この法律の施行後遷滞なく」とする。

(政令への委任)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(警察法の一部改正)

第五条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第 号)第三章の規定による措置に要する経費

十一 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第 号)第三章の規定による措置に要する経費

理由

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するため国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

じ。)等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行われなければならない。

2 サイバーセキュリティに関する施策の推進

は、国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならない。

3 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならない。

4 サイバーセキュリティに関する施策の推進

は、サイバーセキュリティに対する脅威への対応が国際社会にとって共通の課題であり、かつ、我が国が経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていてることに鑑み、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うこととして、国際的協調の下に行われなければならない。

5 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の基本理念に配慮して行われなければならない。

6 サイバーセキュリティに関する施策の推進に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」

という。)にのっとり、サイバーセキュリティに開する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(重要社会基盤事業者の責務)

第六条 重要な社会基盤事業者は、基本理念にのっとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(サイバーセキュリティに関する事業者の責務)

第七条 サイバーセキュリティに対する脅威への対応が国際社会にとって共通の課題であり、かつ、我が国が経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていてることに鑑み、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うこととして、国際的協調の下に行われなければならない。

(教育研究機関の責務)

第八条 大学その他の教育研究機関は、基本理念にのっとり、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保 サイバーセキュリティに係る人材の育成並びにサイバーセキュリティに関する研究及びその成果の普及に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努める

ものとする。

(国民の努力)

第九条 国民は、基本理念にのっとり、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、サイバーセキュリティの確保に必要な注意を払うよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(行政組織の整備等)

第十二条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、サイバーセキュリティに関する基本的な計画(以下「サイバーセキュリティ戦略」という。)を定めなければならない。

(第二章 サイバーセキュリティ戦略)

第十三条 国は、国が行政機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。等におけるサイバーセキュリティに関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(第三章 基本的施策)

第十四条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第四章 政府の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第十五条 国は、国が行政機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。等におけるサイバーセキュリティに関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(第五章 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第十六条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第六章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第十七条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第七章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第十八条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第八章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第十九条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第九章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第十章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十一条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

の案につき閣議の決定を求めなければならない。

(第十一章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十二条 政府は、サイバーセキュリティ戦略を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(第十二章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十三条 国は、国が行政機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。等におけるサイバーセキュリティに関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(第十三章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十四条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第十四章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十五条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第十五章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十六条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第十六章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十七条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第十七章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十八条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第十八章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第二十九条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第十九章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第三十条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第二十章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第三十一条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第二十一章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第三十二条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第二十二章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第三十三条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第二十三章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第三十四条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第二十四章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第三十五条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第二十五章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第三十六条 国は、国が行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保

(第二十六章 國の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

<p>の対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進)</p> <p>第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進)</p> <p>第十五条 国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国の国際競争力の強化にとって重要であることに鑑み、これらの者が自発的に行うサイバーセキュリティに対する取組が促進されるよう、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解の増進、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、国民一人人が自発的にサイバーセキュリティの確保に努めることが重要であることに鑑み、日常生活における電子計算機又はインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用に際して適切な製品又はサービスを選択することその他の取組について、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(多様な主体の連携等)</p> <p>第十六条 国は、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、重要な社会基</p>
<p>盤事業者、サイバー関連事業者等の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(犯罪の取締り及び被害の拡大の防止)</p> <p>第十七条 国は、サイバーセキュリティに関する犯罪の取締り及びその被害の拡大の防止のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応)</p> <p>第十八条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(産業の振興及び国際競争力の強化)</p> <p>第十九条 国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に関する関心と理解の強化を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る人材の確保、養成及び資質の向上のため、資格制度の活用、若年技術者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(教育及び学習の振興、普及啓発等)</p> <p>第二十条 国は、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する啓発及び知識の普及の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓、技術の安全性及び信頼性に係る規格等の国際標準化及びその相互承認の枠組みへの参画その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(研究開発の推進等)</p> <p>第二十一条 国は、我が国においてサイバーセキュリティに関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する研究開発及び技術等の実証の推進並びにその</p>
<p>成果の普及を図るため、サイバーセキュリティに関する基礎研究及び基礎的技術の研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究開発のための国際的な連携その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(人材の確保等)</p> <p>第二十二条 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る事務に従事する者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、当該者の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る人材の確保、養成及び資質の向上のため、資格制度の活用、若年技術者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(所掌事務等)</p> <p>第二十三条 国は、本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進のこと。</p> <p>二 国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価・監査を含む。)その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に關すること。</p> <p>三 国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価 (原因究明のための調査を含む)に關すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施設で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実</p>
<p>割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、サイバーセキュリティに關し、国際的な規範の策定への主体的な参画、国際間における信頼関係の構築及び情報の共有の推進、開発途上地域のサイバーセキュリティに對する対応能力の構築の積極的な支援その他の国際的な技術協力、犯罪の取締りその他の国際協力を推進するとともに、我が国のサイバーセキュリティに對する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(第四章 サイバーセキュリティ戦略本部 (設置)</p> <p>第二十四条 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部(以下「本部」という。)を置く。</p> <p>第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に關すること。</p> <p>二 国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価・監査を含む。)その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に關すること。</p> <p>三 国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価 (原因究明のための調査を含む)に關すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施設で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実</p>

施に関する指針の作成並びに施策の評価その他当該施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

- 2 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び国家安全保障会議の意見を聽かなければならない。
- 3 本部は、サイバーセキュリティに関する重要事項について、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部との緊密な連携を図るものとする。

4 本部は、我が国安全保障に係るサイバーセキュリティに関する重要な事項について、国家安全保障会議との緊密な連携を図るものとする。

- 4 本部は、サイバーセキュリティ戦略本部長、副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、國務大臣をもつて充てる。
- 5 本部は、サイバーセキュリティ戦略本部との緊密な連携を図るものとする。

6 本部は、本部長の職務を助ける。

(サイバーセキュリティ戦略副本部長)

第二十六条 本部は、サイバーセキュリティ戦略本部長、サイバーセキュリティ戦略副本部長及びサイバーセキュリティ戦略本部員をもつて組織する。

(サイバーセキュリティ戦略本部長)

- 1 第二十七条 本部の長は、サイバーセキュリティ戦略本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもつて充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 本部長は、第一五一条第一項第二号から第四号までに規定する評価又は第三十条若しくは第三十一条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。
- 4 本部長は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

官報(号外)

5 本部長は、第三項の規定により勧告した事項

に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(サイバーセキュリティ戦略副本部長)

第二十八条 本部に、サイバーセキュリティ戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、國務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいいう。)の学長、大學共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいいう。)の機構長、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条规定する日本司法支援センターをいいう。)の理事長、特殊法人及び認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立等に關し行政官庁の認可を要する法人をいいう。)であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

3 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

4 本部は、前項の規定による協力を求められたときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリティに関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(事務)

第三十三条 本部に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第三十六条 本部に係る事項については、内閣法に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、内閣総理大臣とする。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第二章及び第四章の規定並びに附則第四

条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に

行わせるために必要な法制の整備等)

第二条 政府は、本部に関する事務の処理を適切

に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備

(内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む。)

その他の措置を講ずるものとする。

(本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に

行わせるために必要な法制の整備等)

第二条 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、

専門的知識を有する者を内閣官房において任期

を定めて職員又は研究員として任用すること、

情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正

な活動の監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する事象に関する国内外の関係機関との連絡調整に必要な機材及び人的体制の整備等

のために必要な法制上及び財政上の措置等につ

いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措

置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、武力攻撃事態等における我が国

の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二十

四条第一項に規定する緊急事態に相当するサイ

バーセキュリティに関する事象その他の情報通

信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止

し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を

防御する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

第四条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本

法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「事務」の下に「(サイバー

セキュリティ基本法(平成二十六年法律第

二十九号)第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。」を加える。

サイバーセキュリティ基本法案(百八十六回国会衆法第三五号、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバーセキュリティ戦略本部(以下「本部」といふ)を置き、本部の長は、サイバーセキュリティ戦略本部長とし、内閣官房長官をもつて充てること。

平成二十六年十一月六日 衆議院会議録第一号

サイバーセキュリティ基本法案及び同報告書

置を講するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式により記録され、又は発信等がされる情報の漏えい等の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネット

ワークの安全性等の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいうこと。

2 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者等の多様な主体の連携により、積極的に対応すること等を旨として、行われなければならないこと。

3 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部を設置する等の措置を講ずることとし、及びサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置する等の措置を講ずるものと認めたものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年十一月五日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣委員長 井上 信治

ければならないこと。

7 その他
(一) この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から施行すること。

(二) 政府は、本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備(内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む)その他の措置を講するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバー

セキュリティ戦略本部を設置する等の措置を講ずることとし、及びサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置する等の措置を講ずるものと認めたものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年十一月五日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣委員長 井上 信治

6 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティ戦略本部長とし、内閣官房長官をもつて充てること。

事務の遂行に資するものを、適時に提供しな

官 報 (号外)

平成二十六年十一月六日 衆議院会議録第十一号

明治三十五年三月三十一日可

発行所	二東京一〇五番地虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局	
電話	03 (3587) 4294